

議案第3号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市立地適正化計画策定協議会を廃止し、関市立地適正化計画推進協議会を設置するため、この条例を定めようとする。

## 関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表市長の附属機関の部関市立地適正化計画策定協議会の項中「関市立地適正化計画策定協議会」を「関市立地適正化計画推進協議会」に、「策定及び実施」を「実施及び変更」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「立地適正化計画策定協議会委員」を「立地適正化計画推進協議会委員」に改める。